

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年1月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：3件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	中央制御室換気系給気処理装置（B）のドレンラインが接続されているドレンファンネルより管理区域内の空気が吸い込まれ、中央制御室（非管理区域）に出ていることが認められたため、対応を検討	A	3月24日公表済 (PDF173 KB) 3月25日再審議にて グレード変更 B→A
2	2号機	中央制御室換気系給気処理装置のドレンラインが接続されているドレンファンネルより管理区域内の空気が吸い込まれ、中央制御室（非管理区域）に出ていることが認められたため、対応を検討	A	
3	3号機	中央制御室換気系給気処理装置（B）のドレンラインが接続されているドレンファンネルより管理区域内の空気が吸い込まれ、中央制御室（非管理区域）に出ていることが認められたため、対応を検討	A	

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋地階復水ポンプ（A）設置エリアの東側壁面塗装の一部剥離（縦：約1cm、横：約1cm）があり、当該箇所に地下水漏水の痕跡が認められたため、当該壁面を点検・修理	D	
2	2号機	原子炉給水ポンプ駆動用タービン（B）の潤滑油タンク用抽気ファン出口に設置されているUシール排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
3	2号機	主発電機の電力記録計に紙送り不良（記録紙詰まり）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
4	5号機	主タービンの温度／伸び／伸び差記録計に紙送り不良（記録紙詰まり）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
5	5号機	サービス建屋管理区域内靴置き場の天井板に破損が認められたため、当該天井板を点検・補修	D	
6	5号機	取水設備電源室の空調機（A）用室外機の電源しゃ断器に自動しゃ断動作事象が認められたため、当該室外機を点検・修理	D	
7	5号機	消火系電動機駆動消火ポンプの自動起動用差圧スイッチの高圧側検出配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
8	6号機	事故後サンプリング系の気体サンプル採取機構用電磁弁ユニットの電磁弁取付部シール面よりエアリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該電磁弁のシールリングを交換	D	
9	6号機	原子炉格納容器除湿冷却系冷水ポンプ（B）の水抜き実施時、排水先の集合ファンネル下部より水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
10	集中環境施設	高温焼却設備窒素ガス製造装置の計器点検において、スイッチ付き圧力指示計に接点動作不良（チャタリング現象）が認められたため、当該計器を交換	D	
11	集中環境施設	高温焼却設備の計器点検において、建屋内排水ドレンシールポットレベルスイッチに接断差精度外れが認められたため、当該レベルスイッチを交換	D	
12	集中環境施設	プロセス計算機のメッセージ印字装置に一部印字不良が認められたため、当該印字装置を点検・修理	D	
13	集中環境施設	ペレット等固化設備の全自動運転による混練固化体充填工程において、ドラム缶から堰内に放射性混練物のリーク（約15リットル、放射能：約6.3×10の2乗ベクレル/cm ³ ）が認められたため、対応検討	C	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉停止 ・ 発電所外への放射性物質の漏えい ・ 非常用炉心冷却系の作動 ・ 火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・ 原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・ 圧力抑制室等への異物の混入 ・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで